

令和3年度事業計画書及び収支予算書

■決議機関 : 第8回 理事会

■承認日 : 令和3年3月25日(木)

～内 容～

- 令和3年度事業計画書・・・P1～P7
- 令和3年度収支予算書・・・P8～P9
- 令和3年度収支予算書内訳表・・・P10
- 参考資料（令和3年度収支予算書内訳表に係る配賦基準一覧）・・・P11

令和3年度事業計画

全国の令和元年度末の汚水処理人口は約11,600万人であり、汚水処理人口普及率は91%を超える水準となっているが、1,000万人を超える人々が汚水処理施設を利用できない状況にある。

国は、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮の中、特定既存単独処理浄化槽に対する措置・浄化槽処理促進区域の指定・公共浄化槽の設置・浄化槽台帳の整備等について規定した浄化槽法の一部改正（令和2年4月1日施行）を行い、合併処理浄化槽により未普及の状況を早期かつ効率的に解消するとともに、法定検査の受検率向上等適正な維持管理を図り、水環境の保全を推進していくこととしている。

また、約380万基残存している単独処理浄化槽については、宅内配管や撤去費用の補助制度を設ける等、合併処理浄化槽への転換を促進することとしている。

熊本県の令和元年度末の汚水処理人口は約150万人、汚水処理人口普及率は87.4%であり、22万人を超える人々が汚水処理施設を利用できない状況にある。

令和2年12月末の浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽88,996基（64%）、単独処理浄化槽50,113基（36%）、合計139,109基である。

県は、快適な生活環境及び健全な水環境の実現を目標に、市町村と連携し、汚水処理施設の未整備区域における合併処理浄化槽の整備、特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に重点を置いた整備を促進しようとしている。また、令和2年7月豪雨で被災した浄化槽については、国の復旧に関する助成制度を活用し復旧を進めることとしている。

このような状況において、協会としては、関係機関・関係団体及び会員等と更に連携を深め、浄化槽法の改正の趣旨を踏まえ、浄化槽の設置促進に取り組んでいく。

法改正で規定された浄化槽管理士に対する研修の機会の確保については、協会が実施していた「浄化槽技術講習会」が県の指定する研修となったことから、県と協力して開催していく。

法定検査については、浄化槽の普及、浄化槽行政の円滑な推進を図る重要な検査であることを認識し、浄化槽管理者から信頼を得られる検査として確実に実施する。新型コロナウイルス感染対策をとりながら、適正な維持管理の普及啓発を図り、確実に実施する。特に、令和2年7月豪雨の被災地域では、被災者の復旧状況に配慮しつつ、理解を得ながら検査の実施に向け取り組む。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は地域における生活環境の向上・地域経済の活性化にも貢献するものとして、転換助成事業も継続して取り組んでいく。

環境省が実施する「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」については、浄化槽における低炭素化が促進されるよう啓発等取り組んでいく。

協会の運営については、適宜理事会や各種委員会等を開催し、中・長期的な視点に立ち、職員の資質・能力の向上のための人材の育成や計画的な機器整備等による業務の効率化を図り、適正に運営していく。

具体的には、以下の事業を実施する。

1 公益目的事業

1) 法定検査事業

法定検査は、浄化槽の設置、保守点検及び清掃の実施が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に発揮されているか否かについて判断するために行うものであることから、指定検査機関及び検査員としての果たすべき任務と責任は重要であることを自覚し、検査業務を「法定検査ガイドライン」等に基づき的確に遂行する。

(1) 7条検査

① 7条検査目標基数

浄化槽法第7条に定める水質検査（以下「7条検査」という。）について、法で定める期間内に確実に実施する。

合併処理浄化槽による汚水処理未普及地域の解消が求められているが、経済的な不透明感や人口減少などから、令和3年度の7条検査基数は2,250基を見込む。

また、浄化槽管理者が最初に受ける検査が7条検査であることから、法定検査の必要性及び信頼性をより得られるような検査業務を行う。

② 前受金対策

7条検査の手数料については、県要項等で原則前納制となっており、適正に管理するとともに、浄化槽の設置が中止された場合等は、法定検査作業マニュアルに基づき迅速に検査手数料の返還を行う。

(2) 11条検査

① 11条検査目標基数

浄化槽法第11条に定める定期検査（以下「11条検査」という。）については、全ての浄化槽について検査の実施を目指す中で、浄化槽管理者（利用者）の信頼を得、これまでの実績や浄化槽の新設、廃止等の状況を踏まえ、未受検者対策に取り組むことで目標基数を91,000基以上とする。

また、令和2年7月豪雨で被災した浄化槽については浄化槽管理者の心情や復旧状況に配慮し、維持管理の必要性についての理解を得ながら検査に向けて取り組む。

② 未収金対策

前年度11条検査を受検後未収金となった浄化槽管理者については、検査員が訪問し未収金の徴収を行い、継続的な受検を依頼する。また、過年度の未収金がある浄化槽管理者へ、定期的な再請求書の発送を行い未収金の回収を図る。

③ 維持管理業界との協力体制の推進

保守点検、清掃及び法定検査を適正に実施し、浄化槽管理者の信頼性の向上及び法定検査の実施基数増加と受検率の向上を図ることを目的に、維持管理業界と情報交換等の協力

体制を更に推進する。

④ 未受検者対策

改正浄化槽法における 11 条検査の重要性、役割を踏まえ、浄化槽の全基数検査を目指し、指導権限を有する行政機関（県、保健所、事務権限移譲を含む市町村等）、関係業界と連携・協力し、未受検者へ受検勧奨文書の送付及び戸別訪問等を行い未受検者の減少を図る。

さらに、検査を受けないと意思表示された浄化槽管理者（検査拒否者）に対する指導の在り方等について協議を行う。

特に、単独処理浄化槽については、11 条検査の結果が特定既存単独処理浄化槽を把握するために重要であることに鑑み、浄化槽管理者に対する受検の指導を強化するよう要請する。

また、「使用の休止」に係る規定が創設されたことから、既存の空き家・使用休止の浄化槽について、当該浄化槽が未受検浄化槽か「使用の休止」浄化槽であるかの整理を行う。

⑤ 無管理・無清掃浄化槽対策

法定検査の結果、改善が見受けられない無管理・無清掃浄化槽については、関係行政機関と改善指導に係る協議を行い、行政が行う指導に協力していく。

また、関係業界及び支部と連携し、浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発に努める。

（3）法定検査関係管理業務

① 法定検査精度管理システムの進行管理

法定検査の信頼性を確保するために、法定検査精度管理システムを適正に運用することで、浄化槽に関する総合的な技術の体得、客観性や公平性を醸成するなど検査員の資質の向上を図り、7 条・11 条検査及びそれに伴う関連業務を的確に実施する。

② 浄化槽台帳管理システムの進行管理

協会は、市町村等から提供される各種届出情報等を迅速・確実に処理を行うとともに、法定検査等で把握した廃止、管理者変更等の情報提供を行い、台帳のより正確な整備に努め、行政機関が実施する未受検者対策、浄化槽の適正普及等に活用できるよう進行管理する。

環境省令に基づく熊本県浄化槽台帳管理システムのサーバー等の改修等については、所有者である県が行っている。協会としては、入力業務に係る費用等の助成について引き続き県に要望していく。

③ 関係行政機関への法定検査等の報告

浄化槽法に規定する7条検査及び11条検査（「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための重要な情報の一つ）の報告については、環境省令で定める期間、事項、検査結果のうち「不適正」の結果書の写し、併せて、検査拒否者を関係行政機関に報告し、改善と指導を要請する。

また、検査情報等は、検査実施日に法定検査システムから浄化槽台帳管理システムへデータ送信で報告する。

④ 法定検査業務計画の策定

法定検査業務計画は、協会運営に直接かかわるものであることから、最新の統計資料等を活用し、県内の浄化槽の現状の把握と今後の浄化槽の設置基数等を見直し、協会運営に資するよう以後の5年間の検査実施計画を策定する。

2) 法定検査推進事業関連業務

(1) 地域住民への普及啓発

① 各種イベントへの参加等

浄化槽の普及啓発に関連する各種イベント等へ県・市町村等と連携のもと、積極的に参加し、浄化槽模型やパネル等による啓発や、アンケートによる周知活動に取り組むとともに、新聞・広告を活用し水環境に果たす浄化槽の役割等を周知する。

② 浄化槽普及促進の啓発

浄化槽の設置促進、適正管理を図るため、生活排水処理施設としての浄化槽の特性、有効性及び浄化槽管理者の義務（点検・清掃・法定検査）等について普及啓発を行う。

単独処理浄化槽については、受検勧奨文書等に転換チラシの同封等を行うとともに、市町村広報誌への掲載等を積極的に働きかける。

法改正により、県及び市町村が、浄化槽関係団体、指定検査機関及び外部有識者等の構成員からなる「協議会」を組織できるとされたことから、浄化槽の設置促進、単独処理浄化槽の転換等、浄化槽行政の円滑な推進を図る観点から、協会も「協議会」の設置に関し積極的に協力する。

(2) 支部が行う法定検査等啓発

① 地域（保健所）別連絡会議の開催

法定検査の受検率の向上及び浄化槽の維持管理の適正化等に関する意見交換や情報等の共有を目的とした地域（保健所）別連絡会議（県・市町村、関係業界、協会が一堂に会する会議）を全支部にて開催する。本年度で23回目の開催となることから今後の会議が有意義なものとなるよう、検討結果の検証や設置促進等への課題の整理等を行う。

② 各種啓発活動の実施

各支部が地域の実情に応じた浄化槽の設置促進、適正な施工、維持管理及び法定検査並びに水環境保全の重要性等の普及啓発方法を検討し、地域の特性を活かした効果的な普及啓発事業を実施する。

(3) 浄化槽設置者講習会

行政機関が開催する「浄化槽設置者講習会」に講師の派遣を行うとともに、市町村及び自治会等を対象とした講習会等の開催に協力する。

(4) 協会ホームページの運用及び充実

法定検査等の啓発及び浄化槽に関する各種情報の提供のための重要なツールとして運用の充実を図る。

(5) 会報の発行

会員及び行政機関等に対し、協会の動向や支部活動等の取組み、法定検査に関する検査計画や受検勧奨等、また、行政からの浄化槽に関する施策や補助金の情報、各種講習会等の案内等に関する情報を掲載した会報を年2回発行する。

(6) 浄化槽技術講習会の開催

施工、保守点検及び清掃業者、並びに県・市町村関係者等を対象に技術力向上のための講習会を全体研修と専門研修に分けて実施する。

なお、本講習会は、法改正に伴う管理士への研修機会として「熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び施行規則」により位置づけられ熊本県との共催にて開催する。

2 収益事業等

1) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽の信頼性を確保することを目的に、申請書受付業務を適正に実施するとともに、必要に応じて地方保証制度審査委員会を開催する。

2) 物品等販売事業

各業務の円滑な推進を図り会員等の利便性を高めるため、保守点検記録用紙及び浄化槽工事登録申請書等の各種申請書類等の販売を行う。

3) 省エネ型浄化槽システム導入推進事業受付受託業務

地球温暖化対策事業における本事業も、令和3年度をもって5か年計画の区切りを迎える。

本年度も執行団体である一般社団法人全国浄化槽団体連合会から、当事業の業務における「申請書受付業」、「説明業務」を受託し、申請書の受付、審査、および本事業に関する説明やチラシの送付等周知啓発を行い、事業を積極的に推進する。

(本年度の予算額 18 億円計上)

3 その他の事業等

1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業

合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成を30件実施する。

なお、助成にあたっては、協会会員が施工を行うことを主な要件とするほか、本年度から規程の改訂により、助成金の支払を会費の納入後とする。

4 法人の管理運営に必要な業務等

1) 総会及び理事会並びに各種委員会の開催

適正な法人運営を図ることを目的に、総会及び理事会等の会議を適宜開催する。

2) 職員教育

職員の資質の向上及び人材育成を図ることを目的に、職員教育基本方針などに基づき職員研修を実施する。

また、法定検査の技術力や判定能力公平性など総合的な検査能力の向上等を目的として、新たに認定された性能評価型浄化槽等についての構造及び機能等の技術研修や、九州地区浄化槽指定検査機関協議会で開催される検査員研修会及び全国浄化槽技術研究集会（愛媛県開催予定）等にも積極的に参加する。

3) 顕彰及び表彰事業

次の表彰等の機会には積極的に推薦を行う。

- 1) 叙勲、褒章等
- 2) 環境大臣表彰
- 3) 国土交通省総合政策局長表彰
- 4) 国土交通省住宅局長表彰
- 5) 環境省環境再生・資源循環局長表彰

- 6) 熊本県環境整備功労者知事表彰
- 7) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰
- 8) 当浄化槽協会会長表彰

4) 調査研究等

① 公益目的事業・収益事業・法人会計の調査研究

協会を取り巻く状況を踏まえ、法定検査の検査手数料、分析機器の整備状況、検査基数の推移等を基に、公益目的事業、収益事業、法人会計事業の収支分析及び将来予測を行う。

② 事務及び水質分析業務の効率化に関する調査研究

事務作業の更なる効率化を図るために、後納郵便の発送等を含む外部委託の有効活用、前納である7条検査手数料の払込等について調査研究を行う。

また、BOD測定作業の効率化のためのDO測定機能付き全自動希釈装置等について、積立計画を含む財務状況等を踏まえた導入時期、機種及び費用等の検討を行い、最も効果的な導入を図る。

以上

令和3年度収支予算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

[単位:円]

科 目	令和3年度 合計 A	令和2年度 合計 B	増減 A-B	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金				
入会金収入	100,000	300,000	△ 200,000	
受取会費				
会費収入	9,145,000	9,235,000	△ 90,000	
事業収入	392,791,000	393,836,000	△ 1,045,000	
11条検査手数料	360,360,000	360,360,000	0	91,000基
7条検査手数料	22,725,000	23,735,000	△ 1,010,000	2,250基
保証登録手数料	6,556,000	6,960,000	△ 404,000	1,700基
設置届出書販売手数料	400,000	420,000	△ 20,000	
講習会手数料	0	0	0	
計量証明手数料	0	0	0	
物品販売物手数料	250,000	128,000	122,000	
事務委託収入	2,500,000	2,233,000	267,000	
県委託費収入	0	0	0	
受取補助金等	0	0	0	
受取負担金	0	0	0	
雑収益	55,000	10,000	45,000	
経常収益 計	402,091,000	403,381,000	△ 1,290,000	
(2) 経常費用				
事業費	398,026,000	395,737,000	2,289,000	
給料手当	219,032,000	214,166,000	4,866,000	
臨時雇賃金	0	4,052,000	△ 4,052,000	
福利厚生費	39,528,000	38,294,000	1,234,000	
退職給付費用	7,461,000	7,554,000	△ 93,000	
会議費	3,359,000	3,459,000	△ 100,000	
旅費交通費	13,448,000	11,336,000	2,112,000	
受講料	131,000	235,000	△ 104,000	
通信運搬費	21,398,000	21,414,000	△ 16,000	
消耗什器備品費	4,214,000	4,131,000	83,000	
検査消耗品費	5,483,000	6,406,000	△ 923,000	
修繕費	599,000	599,000	0	
法定検査システム修繕費	0	0	0	
印刷製本費	3,826,000	3,868,000	△ 42,000	
燃料費	7,072,000	6,508,000	564,000	
光熱水料費	3,031,000	2,850,000	181,000	
車両他賃借料	12,011,000	12,975,000	△ 964,000	
会場借上料	30,000	250,000	△ 220,000	
教材費	57,000	95,000	△ 38,000	
保険料	168,000	168,000	0	
諸謝金	1,283,000	1,347,000	△ 64,000	
租税公課	1,346,000	1,209,000	137,000	
検査協力費	6,700,000	7,000,000	△ 300,000	
支部事業活動費	4,022,000	3,500,000	522,000	
転換助成事業費	1,500,000	1,500,000	0	
振込手数料負担金	5,750,000	7,645,000	△ 1,895,000	
保証登録料	1,360,000	1,440,000	△ 80,000	
支払家賃	1,210,000	1,197,000	13,000	
広報啓発費	2,758,000	3,030,000	△ 272,000	
新聞図書費	183,000	191,000	△ 8,000	
委託費	14,505,000	14,818,000	△ 313,000	
組合費	439,000	490,000	△ 51,000	
支払負担金	740,000	740,000	0	
減価償却費	15,118,000	12,814,000	2,304,000	
交際費	132,000	286,000	△ 154,000	
雑費	132,000	170,000	△ 38,000	

令和3年度収支予算書
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

[単位:円]

科 目	令和3年度 合計 A	令和2年度 合計 B	増減 A-B	備 考
管理費	8,439,000	9,503,000	△ 1,064,000	
給料手当	1,298,000	2,055,000	△ 757,000	
福利厚生費	235,000	360,000	△ 125,000	
退職給付費用	45,000	73,000	△ 28,000	
会議費	950,000	1,216,000	△ 266,000	
旅費交通費	0	0	0	
受講料	1,000	1,000	0	
通信運搬費	243,000	327,000	△ 84,000	
消耗什器備品費	237,000	96,000	141,000	
修繕費	2,000	2,000	0	
印刷製本費	241,000	209,000	32,000	
燃料費	3,000	3,000	0	
光熱水料費	59,000	56,000	3,000	
車両他賃借料	83,000	39,000	44,000	
会場借上料	100,000	100,000	0	
教材費	0	0	0	
保険料	4,000	4,000	0	
諸謝金	65,000	31,000	34,000	
租税公課	24,000	21,000	3,000	
支部事業活動費	1,711,000	1,700,000	11,000	
振込手数料負担金	4,000	3,000	1,000	
支払家賃	3,000	5,000	△ 2,000	
広報啓発費	113,000	113,000	0	
新聞図書費	56,000	66,000	△ 10,000	
委託費	51,000	37,000	14,000	
總會費	1,650,000	1,650,000	0	
慶弔費	300,000	300,000	0	
組合費	9,000	11,000	△ 2,000	
支払負担金	270,000	270,000	0	
減価償却費	62,000	60,000	2,000	
交際費	420,000	320,000	100,000	
雑費	200,000	375,000	△ 175,000	
経常費用 計	406,465,000	405,240,000	1,225,000	
当期経常増減額	△ 4,374,000	△ 1,859,000	△ 2,515,000	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	0	0	0	
経常外収益 計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損	0	0	0	
雑損失	0	0	0	
法人税、住民税および事業税	131,000	131,000	0	
経常外費用 計	131,000	131,000	0	
当期経常外増減額	△ 131,000	△ 131,000	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 4,505,000	△ 1,990,000	△ 2,515,000	
一般正味財産期首残高	417,947,000	395,315,000	22,632,000	
一般正味財産期末残高	413,442,000	393,325,000	20,117,000	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	413,442,000	393,325,000	20,117,000	

参考資料

令和3年度収支予算書内訳表に係る配賦基準一覧

配賦基準	適用される主な共通費用	事業費					管理費	計
		公1	収1	収3	収6	他1	法人会計	
		法定検査	機能保証	物品販売	省エネ	転換助成		
従事日数割合①	給与手当等	97.68%	1.11%	0.00%	0.54%	0.07%	0.59%	100.00%
建物面積使用割合②	保険料、委託費(建物警備・清掃) 光熱水料費、減価償却費(建物)	94.84%	3.26%	0.00%	0.00%	0.00%	1.91%	100.00%
直接費用総額事業割合③	車両他賃借料(複写機・電話機等)、諸謝金 租税公課、委託費(EV保守点検等)	91.12%	2.18%	0.08%	0.23%	1.26%	5.13%	100.00%

(注)公益法人認定法施行規則第19条により、同施行規則第13条第2項の「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用額は、「適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない」となっている。